

平成17年8月作成  
平成22年7月一部改正  
平成23年8月一部改正  
平成25年9月一部改正  
平成28年8月一部改正  
平成29年9月一部改正  
令和5年4月一部改正  
令和8年4月一部改正

## 岡山県准看護師試験受験資格取扱要領

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第22条第4号及び保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第32条により、岡山県准看護師試験受験資格を認定する外、実務上の必要と認める事項を次のように取扱要領として定める。

### 1 受験資格の認定を申請できる者

外国において、保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所（以下「外国看護師学校養成所」という。）を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、岡山県が実施する准看護師試験を受験しようとする者。

### 2 審査

申請者が提出する申請書類により、申請者が日本の准看護師養成所（保健師助産師看護師学校養成所指定規則第5条に定める基準を満たすもの）を卒業した者と同等以上であるか否かについて審査を行う。

### 3 認定基準

以下の（1）から（7）までの基準をすべて満たしていること。

#### （1）外国看護師学校養成所の修業年限

##### ア）外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年限9年以上）、又は同等と認められる者

##### イ）外国看護師学校養成所の修業年限

2年以上

##### ウ）外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

11年以上、又は同等と認められる者

#### （2）教育科目の履修時間

履修時間の合計が1890時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）等に規定する教育内容を概ね満たすこと

#### （3）教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること

#### （4）当該国の判断

当該国又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること

- (5) 外国看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無原則として取得していること
- (6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること
- (7) 日本語能力  
日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること

#### 4 必要書類

以下の書類を岡山県保健医療部医療政策課まで提出すること。なお、受付期間は毎年6月1日から10月31日まで（締切日が閉庁日の場合はその直前の開庁日まで）とする。

- (1) 岡山県准看護師試験受験資格認定願（様式1）
- (2) 在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）、特別永住者証明書、住民票の写し（本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。）又は戸籍抄本若しくは戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る。）（申請前6か月以内に発行されたもの）
- (3) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前1か月以内に発行されたものに限る。）（様式2）
- (4) 外国で取得した看護師免許に相当する免許証の写し
- (5) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (6) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (7) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- (8) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容・時間数を明らかにした書類（教育課程、シラバス等）（当該施設長の証明のあるものに限る。科目は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合は Semester 制として換算し直すこと。）
- (9) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表4における科目と卒業した外国の学校・養成所の履修科目及び時間数の対照表（様式3）ただし、本人又は学校により同様の書式で作成されたものでも可とする。（履修科目は基礎科目、専門基礎科目及び専門科目の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。）
- (10) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（様式4）  
（卒業当時の状況を記載し、「年 月 日時点」の日付けもその当時のものであること）
- (11) 外国で看護師免許に相当する免許を取得した者にあつては、その根拠法令の関係

#### 条文の抜粋

- (12) 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット等（当該施設が当該国又は州政府等に正式に認可されたものであることについて示されているものに限る。）
- (13) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し
- (14) 准看護師免許取得後、岡山県内で就業予定であることの証明書（様式5）

#### [申請書類作成上の注意]

- 1 提出書類の部数は一部である。
- 2 (1)、(3)、(10)及び(14)は所定の様式によること。
- 3 住民票の写しを提出する場合は、「マイナンバー（個人番号）」が記載されていないものに限る。
- 4 (9)は日本語で記載すること。
- 5 (10)は卒業当時の状況を記載すること。
- 6 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 7 (4)～(8)及び(10)～(12)については、提出書類と日本語訳両方の記載について、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。注意：当該国の大使館、領事館とは、外国に所在する日本国の大使館及び領事館ではない。
- 8 (4)～(7)及び(13)の書類については、各原本を持参すること。  
(原本は照合後に返還する。)
- 9 (10)については、他の書類により相当する内容を証明できる場合、省略可能である。
- 10 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

#### [申請時の注意]

- 1 書類申請の際は、必ず事前予約を行うこと。予約をせずに来庁した場合、対応出来ないで注意すること。
- 2 書類に不備があった場合は受理できないため、再度来庁が必要となる。
- 3 申請前にチェックリストを用い、自身で書類がそろっていることを確認すること。
- 4 申請書類以外に、身分証明書を持参すること。